

日刊 發行部編輯人 川崎文治 本社下町番地(電話六三〇番) 印刷所 常盤毎日印刷所

# 常盤新報

定部金貳錢 廣五錢十二 休日増大發 福島縣石城郡平町長橋町三五  
 一ヶ月廿錢 廣一圓二角 休日増大發 發行所 常盤毎日新聞社 電話六三〇番  
 一ヶ月廿錢 廣一圓二角 休日増大發 發行所 常盤毎日新聞社 電話六三〇番

刊夕日八月四

### 青年論議

常盤毎日新聞

(一) 一愛讀者

一青年壇上に現はれ、然傲として辯じて曰く。吾等は何故に習慣を守るの必要ありや、何故に道徳を守るの必要ありや、苟も理屈に叶はざることば決して之を守らざる必要なかるべし。吾等は唯だ理性のまゝに活動せよのみ、理性の命令せざる所は毛頭之に従ふを要せず。辯じ去り辯じ来りて盡る所を知らず、滔々懸河の辯とは蓋し此を謂ふなるべし。他の一青年代つて壇上に立ちその説を駁して曰

く、世間の事にて理屈と思ふは誤れり、理屈は事實を基礎とするものなり。何故に飲食するかと問はゞ、能はざるか爲めなりと言はん何故に饑餓せるか何んぞ饑餓せざる方法を取らざると問はゞ君必ず答ふること能はざらん。饑餓は一切の人に缺く可らざる事實なり此の事實あるがために飲食するなり、何か他に理屈あつて飲食するにはあらず之れと同じく人間には感情あり知識とは別なり、知識の命の識とは別なり、知識が却て感識とならず。知識が却て感情のために利せらるること多し今日必ず某々先生の宿題をなさざる可らずと知り

ながら。遊戯の快樂に耽りて之を怠る如きは是れなり。知識と感情とは別なり知識を以て根本とするを能はず又感情を以て根本とするを能はざるなり。斯く論じ来りて青年は心理現象學法に及び更に咳一咳して曰く。古語に曰く。窮鳥懐に入れば之を殺すに忍びずと諸君は此れだけの雅懐を有せずや。孟子曰く孺子の將に井に入らんとするや必ずちゆう惕惻徳の心ありと。諸君は此の心なきか此の心なきものは人にあらざるなり。父母に孝なきも亦然り、君に忠なきも然り豈獨り、理屈のみならんや (つづく)

## 市川百々之助主演

東良之助 霧島直子

現代不良少年の争闘並にモダンガールの戀愛を時代化する快闘運命史!!!

不良兒 若様 十五卷 (劇中劇)本朝廿四孝の末路 月形龍之助 誕生復歸第一回作

悲戀斷腸 逆境戦史 十卷 帝キネマキネ

八日より公開 有聲座



## 高久病院

第二病室 増設

院長 醫學士 高久 忠  
 副院長 新潟醫學士 赤羽 清  
 藥局長 藥劑師 佐竹 菊雄

平町田町 電話五二三番

◆帝キネ大衆名篇  
 勿論名畫連發!! 櫻花の魁け!!

## 小店員募集

尋常六學年卒業又ハ高等卒業ノ者 十五歳未滿

平町四丁目

## 磐城工業商會

飲むこそすくキク  
 クノ一散  
 齒痛、神經痛、頭痛の特効藥  
 平町各藥店に販賣す  
 試みられよ。

## 外科

赤心堂病院

田町 電話四七五番

外科一般  
 耳鼻咽喉科  
 女性病科  
 ×光線科

## 腕用時計

會田時計店の  
 勉強振を見て下さい  
 電話三六三番

新學期入學祝に

## 御案内

新譜取揃ました  
 時代劇映畫説明物等々

驚く可き!  
 春ワイシャツの  
 特價物(一圓二十錢  
 賣切にならぬ中に  
 平町四丁目(電話四四番)  
 鶴屋洋品店

## 昭和今春の流行

婦人洋傘  
 春帽子各種  
 驚く可き!  
 春ワイシャツの  
 特價物(一圓二十錢  
 賣切にならぬ中に  
 平町四丁目(電話四四番)  
 鶴屋洋品店

## 磐城セメント

和洋銅鐵 釜屋商店  
 釜屋商店  
 釜屋商店  
 釜屋商店

品質廉賣、勝る商畧なし、  
 確實敏捷は釜屋の生命なり



目丁四町平 堂札正

## 花は櫻木

料理は 伊ワキ

平町紺屋町(縣社通り)  
 美味 伊ワキ食堂  
 評判 伊ワキ食堂  
 オの部電話四六〇番

賣れ行きが事實を證明する  
 品質聲價共に拔群の!!

## 天賦之滋養

愈々新蜜發賣豫告  
 四月末日頃 本年の新らじき蜂蜜が出来ます  
 春は花...健康に蜂蜜...  
 左の販賣所に御用命願ます

五丁目 山野遊樂局  
 田町 金子屋酒店  
 橋小路 大須賀商店  
 土橋 大森商店  
 南土 町 龜山酒店

石城養蜂場  
 平町杉平

## 上田外科醫院

入院應需  
 電話一二九番

### 平町側提出準備書面 (二)

## 権利を認めれば こそ補助を支出

参加人は又水道は堀井又は既許可の水利を水源とする場合に於ても内務大臣の布設認可を要するを以て布設認可は當然に水利権の許可を包含せしむるも水道布設の認可にして水利使用に付てのみ爲さるゝものなりとせば或は一理なきに非ざるへきも水道布設の認可は水利使用に付てのみ爲さるゝものに非ざるを以て所論は其理由なし

如上の次第なるを以て河川水道の認可は當然河川より上水を引用する権利を付與するものに非ざるを被告の主張は水道條例の精神を無視し殊に形式主義に墮したる謬論たることを免れず現に十を以て敷ふべき全國の河川水道中内務大臣の布設認可の外特に地方行政廳の水利使用許可を受けたるもの殆ど之あることなく水道條例制定せられて以來既に四十年に垂とする今日に至り始めて悟る所ありたるものゝ如く突然丙第一號證の如き通牒を爲したるに觀るも明なるか如く内務當局及地方行政廳(被告亦然り)は勿論布設者に於ても從來之を以て當然と爲し來りたる事實に徴するときは原告主張の正當なることを益々明白なり、内務省土木局に於

て丙第一號證の如き通牒を發したるは他に何等か爲めにする所あるものゝ如し、此の如き一片の通牒を以て法律の正當なる解釋を左右せんことを試むる如きは暴も亦甚しきものと謂はざるべからず

五、假りに被告主張の如く公有河川を水源とする水道布設の認可に依りては其河川より上水を引用する権利を付與せらるゝものに非ずして布設者は別に地方行政廳の許可を受け始めて水利権を取得するものなりとすも原告が好間川より上水を引用するに付ては原告は被告知事の許可をも受けたるものなることを左の如くするを以て原告に水利権なしとする被告の主張は理由なし

一、原告は其第三準備書面に於て述べたるか如く始め鑿泉水道計畫を立て大正三年九月二十五日之か認可を申請したり、然るに内務當局の内示したる工事方法に従ふときは經費の點に於て河川水道と大差なく且鑿泉は涸渇の虞ありたるを以て右計畫を好間川を水源とする河川水道に變更し同五年九月七日其認可を申請し被告知事は之に付き何等の異議なしとして内務大臣に進

### 達したり

二、原告は鑿泉水道計畫を變更して好間川を水源とする河川水道を布設することゝなし其認可申請に次ぎ大正五年九月十四日時の知事堀井助治氏に對し開申書(甲第十四號證)を提出し水道計畫を變更したるに付右計畫變更を採納し之に對し縣費補助金を下附せられ度旨設計書添付の上開申したり、而して内務大臣より水道布設認可せらるゝや大正六年三月二十日右開申に基く補助の申請を爲し(甲第十五號證)同年五月二十五日時の知事川崎吉氏より布設費金二十萬四千七百四十圓九十二錢に對し金三萬圓を補助すへき旨の指令を受けたり(甲第十六號證)其後物價騰貴の爲め布設費豫定額を超過するに至りたるを以て金二萬圓及び金七萬圓の追加補助を受けたり即縣費補助は前後を通じ金十二萬圓に達し實に布設費の五分の一以上に相當す(甲第十二號證參照)

三、原告は好間川より上水を引用して本件水道を布設するに當りては被告知事より工事着手前より引水に付き注意を受けたるのみならず(甲第十七號證參照)工事施行中其監督を受けたるは勿論工事落成するや之を被告知事に届出て其監督を受けたたり(水道條例第八及九條參照)以上の事實に徴するときは被告知事は原告が

好間川より上水を引用することを許可したるものと謂はざるべからず、蓋し被告に於て原告が好間川より上水を引用することを許可せざるものどせば好間川より上水を引用することを以て欠くべからざる絶対要件とする原告の水道布設に付縣費補助金を下付すへき道理なく又原告の水道工事の監督又は工事落成届に際し何等の故障なく其使用を認容すへき筈なればなり、被告代理人は「原告は水道布設認可を受けたるものなりと雖も之に伴ふ河川の水利使用に付ては別に被告の許可を受けたる事なきを以て水道の水源たる好間川より取水するの権利を有せざるものと云はざるべからず」(被告第二準備書面第一項第一款)と主張するも右主張は恐らく當時の事情に通せざる爲め如上の事實の存したること従て本件水利権は既に當時の知事に依り默示的に原告に對し許可せられたるものなることを知らざるに出でたるものなるべし

六、被告代理人は「被告從來の慣例に依れば河川を水源とする水道の布設に付ては其布設に關し内務大臣の認可ありたるときは河川の水利使用に付別に被告の許可を受くることなきものとす、従て原告水道の水利使用に於ても被告の許可處分を受けたるものに非ざるに

### 依り原告の取水権は之を認

むることを得ざるも原告が事實上好間川より一、三個の水を引用しつゝある利益は被告は從來恰も權利と同様に之を保護し之を侵害せざるべきを期したると共に將來に亘り從來と等しく同様の保護を與ふるものとす(被告第二準備書面第一項第一款)と主張し被告は原告が好間川の水を使用し來りたることを承認するのみならず、進て其使用を保護して妨害せざるべきことを期するものなり、即ち好間川水利使用許可權者たる被告は好間川の水を使用するにあらざれば原告は其水道を瞬時も維持し得ざるものなることを熟知し且つ當時原告水道設備の監督を爲しつゝあるものにして其被告が原告の係争水利使用を承認し之を保護して侵害せざるべきことを期す單に此事實のみに依るも原告は水利使用を許可せられたるもの拘らず尙水利使用權は許可せられたるものに非ずと主張するは結局認可及び權利の本質に關する見解の相異に外ならず (つゞく)

**菅野屋の映畫** 平町四丁目菅野屋肥料店主權にて農園や肥料製造の實寫及び興味多い映畫を用意し九日神谷村十日赤井村の小學校にて活動寫眞會を催すと

武彦の兩氏と共に本邦童話界の三福對と稱せられ講演家として有名な人である

**高橋氏退職** 報知新聞支局長高橋要治氏は病氣の爲め退職し郷里に歸つて暫らく静養する事となつた、同氏は稀れに見る人格者であつて温厚篤實飽迄是非に對する果斷の性に富み人々より頗る尊敬されて居ただけに今回の退職を非常に惜まれて居る因に後任者としては千葉支局で敏腕を揮つて居た榎本紀一氏が赴任された由

## 訟廷の空氣を見て

### 大丈夫勝つとの確信

#### 里見屬の辯を駁して 千葉辯護士の傍聴感想

今回の水道問題の行政訴訟を傍聴した平町辯護士千葉彦治氏は其感想を語つて曰く「訟廷の空氣を見て私は大丈夫是れは平町が勝つと云ふ

一種の イスピレーションを感じずに居られませんかでした、殊に被告側である縣知事代理の里見屬の辯論の中に

平町の水道に對し縣が補助金を交附して居るのは

と云ふ様な點があつた、是れは甚だ奇怪千萬と云はなければならぬ、即ち里見屬の言は知事の二重人格を述べて居るのである、苟くも

**一縣の 知事が二重**の人格を使へ分けると云ふ様な事は斷じて許さるべきではない、國家の自治行政の一機關であるべき知事は何處迄も一人である筈であつて是れは政府の代表としての知事の仕事だが此點は地方團體の代表として行ふのであると云ふ様な場合に一人の

**知事が** 異つた意味で二つの仕事に當る等の事はあり得べからざる所である、確かに知事二重人格説は里見屬の詭辯であつて此

點は岩田博士も流石に耐りかねたと見ゆアツサリあしらつて置いた様である、従つて評定官も首肯し難く感じたらしく聽書に取れなかつたから要點を書いて提出せよと里見屬に迫られたのは當然である」と

### 教育界の泰斗 岸邊氏來平

#### 平陽にて講演

東洋家政女學校校長兼東洋幼稚園長岸邊福雄氏は九日午前九時から平陽實科女學校に於て講演を爲す筈にて一般の來聽を歓迎すると因に同氏は巖谷小波、久留島